

れいほく事務だより

～年末調整～

H28 年 9 月 日

嶺北地域学校事務支援室 No. 2



年末調整とは「1年間の給与の総額から年税額を算出し、月々の給与から源泉徴収した税金の合計と比較して、その過不足を精算するもの」です。詳しい資料を回覧しますので、該当する箇所をご覧ください。※講師の方は後日、別便にて書類が届き次第、お渡しします。

扶養控除等申告書 10/ () 〇切

1. 氏名・住所・所属名・コード・扶養親族等記載内容について変更や間違い、訂正もれなどはありませんか？
2. 扶養親族（A・B欄に該当者）がいる時
 - ・給与 → 本年中の合計**所得額が、38万円以下**
年間**収入額 103万円以下の場合扶養に該当** 見積り額をすべて記入
 - ・その他の所得の場合→**所得の種類**と見積り額を記入 0円は“0”と記入
(合計所得 38万円以下)
…例えば「アルバイト収入」「国民年金」「農業所得」などと具体的に記入
 - ・住所は正確に記入…「同居」「〃」はダメです！

扶養親族が別居している時

その親族について扶養手当や共済の認定がされている場合は、**氏名の左側連番に赤 ○**を。

3. 年金受給者 65歳未満＝108万円以下が扶養に該当
65歳以上＝158万円以下が扶養に該当
年金の種類（国民年金・厚生年金・共済年金等）も必ず記入
4. 事業所得など所得の見積額が明確でない場合は、確定申告で控除を受けること。

※訂正がある時 = 高知市本町3-~~46~~-27

臨時的任用職員、非常勤職員の方で、辞令が切れている間に他に収入があった場合は「源泉徴収票」が必要です。ご注意ください。

収入とは：自営業の場合には売上金額、サラリーマンの場合には源泉徴収額（所得税 等）や社会保険料等を差し引く前の額です。

所得とは：収入から必要経費を差し引いた額です。

私たちサラリーマンの場合、必要経費の特定がむずかしいため、「給与所得控除」として収入に応じた必要経費が定められている。



配偶者特別控除申告書 11/ () 〇切

扶養控除の対象配偶者に該当しない配偶者で合計所得が38万超76万未満（収入が給与のみの場合は、収入金額 103万円超 141万円未満）

源泉徴収票等の添付書類の提出は必要ありません。

しかし、誤りがあれば、税務署から指摘され、追徴されるので、十分精査し、記入源泉徴収票が届いたら必ず金額の確認をし、訂正があれば連絡してください。

住宅借入金等特別控除申告書 11/ () ✕切

* 公立学校共済の年末残高証明書は、10/中旬以降に送付される予定です。

保険料控除等申告書 10/ () ✕切り

金額は、昨年度の控除の金額ではなく、証明書の金額を確認して記入

- 1 氏名・住所について確認して記入。「あなたの個人番号」欄は記入しないでください！
- 2 氏名横に 押印
- 3 保険料について記入

- ・各控除欄は空白のないように、すべて記入。
- ・「差引保険料等の金額」欄 = **下段**に記入。
- ・契約者の氏名が本人でないとき = 申立書を添付。

ただし扶養控除申告書に記入している者＝氏名の左側に**赤○**をつけてOK。



差引保険料の金額
訂正は〳〵のみで
訂正印不用

○生命保険料

※介護医療保険料控除が新設！！

各保険料控除の**合計適用限度額・・・12万円**

各保険の証明書で新・旧の区分を確認し
どちらかに○を記入

◎旧制度適用 (H23.12.31 以前に締結した保険)

◆新制度適用 (H24.1.1 以後に締結した保険)

A 一般の生命保険料 ◎100,000 円を超える⇒一律 50,000 円 ◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

B 個人年金保険料 ◎100,000 円を超える⇒一律 50,000 円 ◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

C 介護医療保険料 なし ◆80,000 円を超える⇒一律 40,000 円の控除

＝年金の支払開始年月日を必ず記入。

新制度の保険は、すべて確認印か証明書が必要

○損害保険料（長期）20,000 円を超えると 一律 15,000 円の控除

「保険期間 10 年以上かつ満期返戻金有り」の場合のみ該当

○損害保険料（地震）50,000 円を超えると 一律 50,000 円の控除

○社会保険料＝扶養親族の国民年金などを支払っている場合

→ 領収書の写し等納付を証明する書類を添付のこと

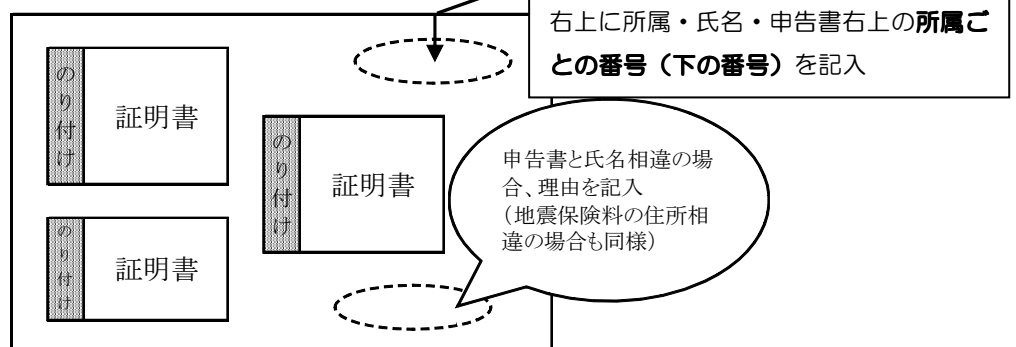
4 団体特約保険(生協・ジブラルタ生命等扱い)以外は **証明書等を添え提出**

証明書必要なし →校長または担当者が確認の上、押印して証明とします。

証明書が届いていない場合は、**会社金額を確認の上記入**し、証明書が届き次第提出してください。
＜最終✕切り 12/ ()＞

≪証明書の貼り方≫

A4 コピー用紙



『扶養』について～3つの種類とは？

	① 扶養手当 給料に扶養手当がついている被扶養者	★『ほかに生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているもの』で、下記にあてはまるものが対象 ①配偶者、および2親等以内の直系血族および弟妹 ・配偶者(内縁もOK) ・満60歳以上の父母、祖父母 ・満22歳の誕生日の年度末までの間にある子、孫、弟妹 ②重度の心身障害者	② 共済組合員証(保険証) 組合員・被扶養者現況表に名前がのっている被扶養者	★『主として組合員の収入によって生計を維持しているもの』で、下記にあてはまるものが対象 ①配偶者、および2親等以内の直系血族および弟妹 ・配偶者(内縁もOK) ・父母、祖父母 ・子、孫、弟妹 ②同居している3親等以内の親族 ・兄弟、伯叔父母、甥姪、配偶者の父母など ③内縁の場合の、配偶者の父母および子	③ 税金の控除 税金が控除される被扶養者														
範囲	★『ほかに生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているもの』で、下記にあてはまるものが対象 ①配偶者、および2親等以内の直系血族および弟妹 ・配偶者(内縁もOK) ・満60歳以上の父母、祖父母 ・満22歳の誕生日の年度末までの間にある子、孫、弟妹 ②重度の心身障害者	★『職員と生計を共にしているもので、下記にあてはまるものが対象 ①配偶者、および6親等以内の血族および3親等以内の姻族 (所得控除は年齢16歳以上のみ対象) ・配偶者(内縁はNO) ・その他 略	★『職員と生計を共にしているもので、下記にあてはまるものが対象 ①配偶者、および6親等以内の血族および3親等以内の姻族 (所得控除は年齢16歳以上のみ対象) ・配偶者(内縁はNO) ・その他 略	★『職員と生計を共にしているもので、下記にあてはまるものが対象 ①配偶者、および6親等以内の血族および3親等以内の姻族 (所得控除は年齢16歳以上のみ対象) ・配偶者(内縁はNO) ・その他 略	★『職員と生計を共にしているもので、下記にあてはまるものが対象 ①配偶者、および6親等以内の血族および3親等以内の姻族 (所得控除は年齢16歳以上のみ対象) ・配偶者(内縁はNO) ・その他 略														
所得の制限	・向こう1年間の収入……………約130万円未満(月額……………約108,333円程度) 収入が不安定な場合は、2～3ヶ月の平均収入額を目安にするんじや。 ★雇用保険(失業給付)・育児休業手当金も収入とみなされます。	・向こう1年間の収入(税控除前)による。 <table><tr><td></td><td>60歳未満</td><td>60歳以上の公的年金受給者又は若くても障害年金受給者</td></tr><tr><td>年給・恩給・事業所得・不動産取得等</td><td>年額 130万円未満</td><td>年額 180万円未満</td></tr><tr><td>雇用保険(月30日)</td><td>日額 3,612円未満</td><td>日額 5000円未満</td></tr><tr><td>給料等(地代・家賃・年金・恩給等)</td><td>月額 108,334円未満</td><td>月額 150,000円未満</td></tr></table> 子どもさんが、別居している場合、収入がオーバーしていないか特に注意を！ ・さまざまな福利厚生事業などを受けられます。 ・配偶者は『国民年金第3号被保険者』となる ・病気やケガのときの療養給付あり ・被扶養者が死亡したときの家族埋葬料 ……などなど アルバイトの場合の認定(確認)の提出書類 過去一年間の収入証明書(月ごとの内訳)と、今後一年間の収入の見込み証明書(月ごとの内訳)が必要です。		60歳未満	60歳以上の公的年金受給者又は若くても障害年金受給者	年給・恩給・事業所得・不動産取得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満	雇用保険(月30日)	日額 3,612円未満	日額 5000円未満	給料等(地代・家賃・年金・恩給等)	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満	・1月～12月までの収入(税控除前)による。 ★給与収入の場合 103万円以下 103万～141万の方は、配偶者特別控除の対象 ★公的年金受給者の場合 65歳未満……………108万円以下 65歳以上……………158万円以下 * 非課税のものは収入に含めない。 遺族年金・障害年金・育児休業給付金・雇用保険(失業給付)など	・1月～12月までの収入(税控除前)による。 ★給与収入の場合 103万円以下 103万～141万の方は、配偶者特別控除の対象 ★公的年金受給者の場合 65歳未満……………108万円以下 65歳以上……………158万円以下 * 非課税のものは収入に含めない。 遺族年金・障害年金・育児休業給付金・雇用保険(失業給付)など	・1月～12月までの収入(税控除前)による。 ★給与収入の場合 103万円以下 103万～141万の方は、配偶者特別控除の対象 ★公的年金受給者の場合 65歳未満……………108万円以下 65歳以上……………158万円以下 * 非課税のものは収入に含めない。 遺族年金・障害年金・育児休業給付金・雇用保険(失業給付)など		
	60歳未満	60歳以上の公的年金受給者又は若くても障害年金受給者																	
年給・恩給・事業所得・不動産取得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満																	
雇用保険(月30日)	日額 3,612円未満	日額 5000円未満																	
給料等(地代・家賃・年金・恩給等)	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満																	
	【扶養手当額】 <table><tr><td rowspan="4">扶そ 養の 親他 族の</td><td colspan="2">配偶者</td><td>13,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">1人目</td><td>配偶者がいない場合</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>配偶者がいる場合</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>2人目以降</td><td>6,500円</td></tr><tr><td colspan="2">16～22歳の加算額</td><td>5,000円</td></tr></table>	扶そ 養の 親他 族の	配偶者		13,000円	1人目	配偶者がいない場合	11,000円	配偶者がいる場合	6,500円	2人目以降	6,500円	16～22歳の加算額		5,000円				
扶そ 養の 親他 族の	配偶者		13,000円																
	1人目		配偶者がいない場合	11,000円															
			配偶者がいる場合	6,500円															
		2人目以降	6,500円																
16～22歳の加算額		5,000円																	